

キャラクター画像利用の手引き

はじめに

神戸市では、16年11月から実施している6分別収集を、市民の皆さまに分かりやすくお知らせするため、「ごみと資源・分別徹底キャンペーン」を展開しています。その一環として、小さなお子様や若い世代の方々にも“ごみ問題”に興味を持っていただきたいとの思いから、ごみと資源分別徹底キャラクター「ワケトン」とその仲間たち（ワケニャン、ワケヘン、ワケピー、ヤラヘン、トコトン）を作成し、様々な広報啓発媒体で活用しています。

キャラクター紹介

- ・ ワケトン… 神戸生まれで、実はとってもキレイ好きなミニブタ。仲間と協力して、町のみんなにごみの区分やルールを説明したり、ごみの日にキッチンとルールが守られているかをチェックしてまわります。
- ・ ワケニャン… クリーンステーションに住んでいるネコ。家庭から出るごみの資源と分け方・出し方に詳しい、ワケトンのアドバイザーです。
- ・ ワケヘン… おなかをすかせた六甲山のイノシシが、ごみを食べ過ぎ、モンスターに変身。「面倒くさいビーム」を発射してみんなの分別するやる気を無くさせます。
- ・ ワケピー… ワケニャンに育てられた、青ガラス。毎日、上空からクリーンステーションのごみ分別状況をパトロールしています。
- ・ ヤラヘン… ワケヘンが分別されていないごみに「面倒くさいビーム」を発射して、創り上げたペットモンスター。どんなごみでも食べ散らかしてしまいます。
- ・ トコトン…キレイ好きなミニブタ。ワケトンの妹。町のみんなとごみと資源の分け方、出し方をトコトン覚えようと勉強中です。



利用できる画像

ごみと資源分別徹底キャラクター「ワケトン」とその仲間たち（ワケニャン、ワケヘン、ワケピー、ヤラヘン、トコトン）の画像に限ります。複数のキャラクターを組み合わせての利用も可能です。ポーズ（カット）は多数ありますので、詳細は下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

画像データは原則としてJPEG形式となります。

画像利用の注意事項

キャラクター画像については、次に掲げる利用はできません。

- ① 本市のごみ問題その他環境問題に関する啓発活動の目的以外の目的又は営利・販売を目的とした利用
- ② 本市の品位を傷つけ、又は本市のごみ問題その他環境問題に係る市民の理解の妨げになるおそれがあると認められる利用
- ③ 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる利用
- ④ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる利用

利用期間

1年以内

許諾料

無料

利用方法

「神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター画像利用許諾申請書」（様式第7号）に必要事項を記入し、利用目的・内容・時期（期間）等が分かる書類（企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等）を添付して、下記申請先へ提出してください。

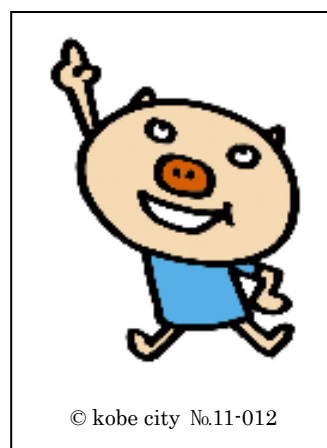
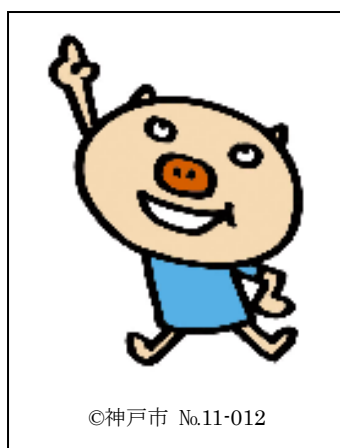
※ 申請の際には、必ず事前に、電話あるいはE-mailでのご連絡をお願いします。

※ FAX・E-mailによる申請も可能ですが、後日、押印された申請書原本の送付が必要です。

利用上の遵守事項

- ① キャラクター画像の利用に関し、本市又は第三者に損害を与えないでください。
- ② キャラクター画像の改変をしないでください。
- ③ キャラクター画像を表示する同一面上にクレジット表記（「©神戸市」又は「©kobe city」）及び許諾書に記載された許諾番号を表示してください（下記表示例参照）。
- ④ キャラクター画像を利用する権利の全部又は一部を譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないでください。
- ⑤ キャラクター画像の類似画像の作成、第三者によるキャラクター画像に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないでください。
- ⑥ 許諾を受けたキャラクター画像を利用した物件を直ちに提出してください。ただし、物件の提出が困難な場合は、その写真をもって代えることができますので、ご相談ください。
- ⑦ 利用者又はその役員が暴力団員等となり、又は暴力団員等をその役員に就任させないでください。

キャラクター画像の表示例



利用終了後の措置

利用期間が終了した場合や、許諾の取消しを受けた場合は、速やかにキャラクター画像の利用を中止してください。また、キャラクター画像の複製物の廃棄及び回収を指示することがあります。

許諾の変更・更新

許諾に係る事項を変更しようとするときは、「神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター画像利用許諾内容変更申請書」（様式第9号）に変更内容・理由を記入し、利用目的・内容・時期（期間）等が分かる書類（企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等）を添付して、下記申請先へ提出してください。

また、利用期間の終了後、引き続き画像の利用を希望する場合は、改めて画像利用許諾申請を行ってください。

許諾の取消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又はキャラクター画像の利用の制限をし、若しくは利用の停止をすることがあります。（なお、これにより利用者に生じた損害については、一切の責任を負いません。）

- ① 要綱又は要綱に基づく指示に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
- ③ 公益上やむを得ない必要が生じたときその他キャラクター画像の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- ④ その他、市長がその利用の継続を不適當であると認めるとき。

損害賠償請求

利用者は、キャラクター画像の利用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償してください。

その他

その他詳細は、「神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクターの画像に係る利用許諾に関する要綱」ご参照ください。また、同要綱の規定を遵守してください。

【お問い合わせ先・申請先】

環境局業務課

〒651-0086

神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST2階

TEL：078-595-6144 FAX：078-595-6246

E-mail：kankyogyomu@office.city.kobe.lg.jp

（発行：令和2年6月29日）